

公民館の休館日が変わりました

市では、公民館運営の安定化およびサービスの質の維持と向上を図るため、7月1日(水)より公民館の休館日を週1日から週2日へ変更しています。

●注意

- ・国民の祝日に関する法律に規定する休日と年末年始（12月29日～1月3日）の休館日については、これまでと変更ありません。
- ・令和8年度は、地域行事や利用者などの実情を踏まえながら、円滑な公民館の運営に努めます。新しい休館日についてご理解とご協力をお願いします。

●7月1日（水）以降の各公民館の休館日

休館日	土曜日・日曜日	日曜日・月曜日
公民館名	観音寺東公民館	中央公民館
	観音寺西公民館	高室公民館
	一ノ谷公民館	観音寺南公民館
	柞田公民館	常磐公民館
	大野原中央公民館・分館	木之郷公民館
	豊浜中央公民館	栗井公民館
		豊田公民館
		伊吹公民館

問い合わせ先

中央公民館 ☎23-3944 ☎23-3936



登録型本人通知制度の事前登録をしていますか

●登録型本人通知制度とは

事前に登録した人の住民票の写しや戸籍謄本などを、代理人や第三者に交付した場合に、郵送で登録者本人にお知らせする制度です。この制度を利用することで、不正取得の早期発見や事実関係の早期究明が期待できます。

●事前登録ができる人

市内に住民登録をしている人や、本籍がある人（除票・除籍を含む）

●登録方法

本人確認書類（マイナンバーカードや運転免許証、パスポート、健康保険資格確認書など）を持参し、市民課または各支所で登録手続きをしてください。郵送による手続きや、マイナンバーカードを持っている人は市ホームページからオンラインによる手続きも可能です。代理人による申請の場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

●通知の対象となる証明書

- ・住民票の写し(除票を含む)
- ・住民票の記載事項証明書
- ・戸籍の謄抄本（除籍、改製原戸籍を含む）
- ・戸籍の附票の写し（除票を含む）

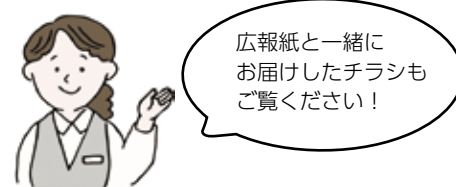
●交付の通知

交付通知書には、次の4項目が記載されます。

- ①交付した日
- ②交付した証明書の種類
- ③交付枚数
- ④交付請求者の種別（本人等の代理人、それ以外の第三者）

問い合わせ先

市民課 市民係 ☎23-3924 ☎23-3959



香川県知事選挙

投票日時 ～みんなで入れよう、その一票！～

8月30日(日)

午前7時～午後8時（伊吹町は午後7時まで）



今回の選挙から変わります

投票所入場券が「はがき」になります

これまで入場券は、世帯ごとに封書で郵送していましたが、一人1枚ずつはがきで届きます。



投票所が変わります

今回の選挙から市内3カ所の投票所が変更になります。

変更前 投票所	変更後 投票所
豊田公民館	笑いの家とよた（豊田幼稚園跡）
奥谷自治会館	栗井公民館
田野々自治会館	五郷活性化センター

※投票所統合に伴い、移動支援を実施します。奥谷自治会館および田野々自治会館を発着地とする新投票所へのタクシー送迎を利用してください。

●投票所入場券

入場券（はがき）を告示日から順に郵送します。自分の入場券であることを確認し、記載された投票所または期日前投票所に持参してください。入場券が届かなかったり、紛失したときは、投票所で係員に申し出てください。入場券がなくても選挙人名簿と照合し、名簿に登録されていることが確認できれば投票できます。



●香川県内で住所を移した人（転入・転出）

選挙権を有する人が、県内の他の市町に住所を移し、引き続き県内に住んでいる場合には、移転後の市町の選挙人名簿に登録されるまでの間は、住所移転前の投票区の投票所において投票することができます。投票に際し、「引き続き香川県内の区域内に住所を有する旨の証明書」（無料）の提示または確認の申請が必要です。

●期日前投票

いずれの期日前投票所でも投票できます。入場券裏面の宣誓書に必要事項を事前に記入して持参してください。

期日前投票所	期間	時間
観音寺共同福祉施設 1階 展示ホール	8月14日(金) ～29日(土)	午前8時30分 ～午後8時
大野原いきいきセンター 豊浜中央公民館1階 講義室	8月28日(金) ～29日(土)	午前9時 ～午後5時

●不在者投票

- ・期間中に仕事や旅行などで投票所に行けない人は、滞在先の最寄りの選挙管理委員会で不在者投票ができます。観音寺市選挙管理委員会に、投票用紙を請求してください。
- ・指定の病院や施設等に入院、入所中の人はその施設で不在者投票ができます。



香川県知事選挙について詳しくはこちら



選挙は私たちの意見を政治に反映させることができる大切な機会です。進んで投票しましょう。

問い合わせ先

選挙管理委員会事務局 ☎23-3945 ☎23-3946

全国から応援できます！
ふるさと納税で、観音寺をもっと元気に！

市では、ふるさと納税（がんばれ観音寺応援寄付金）を通じて、全国の皆さんからの寄付を受け付けています。頂いた寄付は、地域のさまざまな事業に活用しています。

●寄付のメリット

- ・翌年の住民税などが控除されます。
- ・返礼品をお届けします。（市外在住の人のみ）
- ・応援したい自治体を選んで寄付できます。

●令和7年度の寄付実績

寄付件数	9万6,038件
寄付実績	20億6,958万5,900円

●インターネットで簡単に申し込み

ふるさとチョイス、楽天ふるさと納税、さとふる、ふるなびなど、19サイトから申し込みできます。

●支払い方法

クレジットカード、キャリア決済、コンビニ払い込み、郵便振替など

●返礼品協力事業者を募集しています

全国へ市の特産品を届けませんか。登録料や手数料は無料です。気軽に問い合わせてください。

＼ 市外のご家族・ご友人の皆さんへ ／

観音寺市へのふるさと納税を、ぜひ紹介してください。魅力ある特産品（返礼品）を楽しめます。

ふるさと活力創生課担当



問い合わせ先

ふるさと活力創生課

☎23-7803 ⑤23-3920

⑤furusato@city.kanonji.lg.jp

在宅生活支援サービスを利用しませんか

市では、65歳以上の高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるように、在宅生活を支援しています。ぜひ利用してください。

内容	自己負担額	対象者
訪問理美容サービス	2,600円/1回 (3カ月に1回、年4回以内)	一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で、心身の障がいや傷病などのため、理髪店・美容院に行くことが困難な人
寝具類等洗濯乾燥消毒サービス	3点一式 1,000円/1回 4点一式 1,500円/1回 (年2回以内)	一人暮らしまたは高齢者のみの世帯で、心身の障がいや傷病などのため、寝具類の衛生管理が困難な人
おむつ支給	現物支給 5,000円限度/月	在宅で暮らし、要介護3・4・5の認定を受けている人
ねたきり者在宅介護手当支給	年度末支給 5,000円/月	要介護4・5の認定を受けている高齢者を常時介護(1カ月のうち15日以上在宅で介護)する人
緊急通報装置貸与	押しボタン式通報装置(固定型)を設置 希望者には人感センサーの取付けが可能	日常生活において常時見守りを要する高齢者で、一人暮らしの人(住民税非課税世帯であること)
高齢者介護予防住宅改修費助成	改修費5万円以内 ＝1割 改修費5万円以上 ＝45,000円を超える額 (1世帯1回限り)	市内に住所がある75歳以上の一人暮らし、または75歳以上の高齢者が属する高齢者のみの世帯で、生活機能全般および運動機能の低下が認められる、要介護・要支援の認定を受けていない人

問い合わせ先 高齢介護課 高齢者福祉係 ☎23-3968 ⑤23-3993

最近、聞き返しが増えていませんか？

年齢とともに心や体の元気が弱り始めた状態をフレイルといいます。聞こえにくさもフレイルの原因の一つになります。フレイルは、早めに気付いて予防することで元気な状態に戻ることができるので、今一度自分の「聞こえ」を確認してみましょう。



ヒアリングフレイル（耳の虚弱）とは

聞こえにくくなることで、会話や外出の機会が減り、心や体の元気の低下につながることがあります。



早めに気づき、相談しましょう。
補聴器などのサポートを早期に受けることでフレイル予防・改善につながります。



ヒアリングフレイル チェックリスト

- ☐ 話しかけても以前より反応しなくなった
- ☐ 大好きだったテレビを急に見なくなった
- ☐ 部屋に引きこもることが多くなった
- ☐ 以前よりも怒りっぽくなった
- ☐ 外出することがおっくうになった
- ☐ 以前に比べ会話が難しくなった

(一般社団法人 日本臨床耳鼻咽喉科医会より)



聞こえチェック＆耳の健康講座
耳から考える認知症予防～きこえが支える脳の健康～

この講座は、「香川県加齢性難聴対策推進事業」の一環として実施します。
65歳を過ぎると聞こえづらさを感じる人が一気に増え、75歳以上の約7割の人が聞こえづらいと感じています。この講座では、言語聴覚士による「聞こえと認知症の関係」や「補聴器の適切な使用方法」についての講話と簡易聴力チェックを行います。※補聴器購入費助成を受けるには、この講座に参加する必要があります。

●日時 9月8日(火)、11日(金)
午後1時30分～

●場所 市役所2階201会議室

●対象 次の条件をすべて満たす人

- ・市内に住民票がある人
- ・65歳以上の人
(昭和37年4月1日以前に生まれた人)
- ・聞こえに不安がある人
(身体障害者手帳〈聴覚障がい〉の交付対象にならない人)

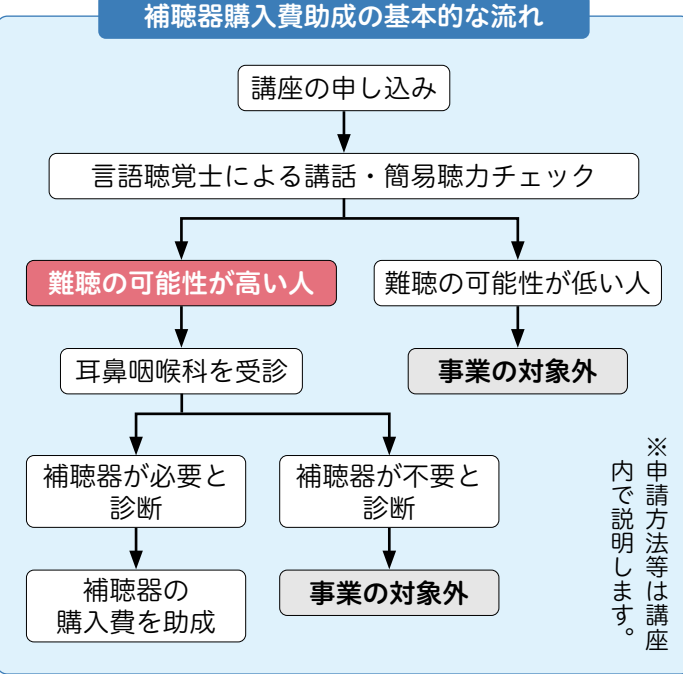
●定員 各回30人程度

●受付期間 8月5日(水)午前8時30分～
※定員になり次第締め切り

●申し込み方法 来所または電話

問い合わせ先
高齢介護課 地域包括支援センター
☎25-7791 ⑤24-8891

補聴器購入費助成の基本的な流れ



※申請方法等は講座内で説明します。

耳の健康は、生活の豊かさ、そしてこれからも自分らしく過ごしていくことにつながります。
ぜひ、この機会に「聞こえ」について学んでみませんか。

補聴器購入費助成に関する問い合わせ先
香川県健康福祉部健康政策課
☎087-832-3271 ⑤087-806-0230

詳しくは香川県ホームページを確認してください。



市有財産を売却します (一般競争入札)



- 入札日 9月7日(月)
- 入札場所 市役所2階203会議室
- 受付期間 8月3日(月)～31日(月)
※土・日曜日、祝日は除く

〈物件〉

入札物件：土地
所在：三本松町二丁目甲2295番8
地目・地積：雑種地・1,536m²
最低売却価格：1,540万円

問い合わせ先

総務課 資産経営係 ☎23-3900
⑤23-3920

スローサイクリングInstagramフォトコンテスト



「観音寺市スローサイクリングマップ」を片手に、各コースに掲載されているスポットやお店で写真を撮ってInstagramに投稿しましょう。

自転車で走行しながら、見て、食べて、感じて、街の魅力や自転車で回る楽しさを味わってみませんか。入賞者には地元特産品をプレゼントします。ぜひ、応募してください。

- 募集期間 12月31日(木)まで
- 参加費 無料



平和祈念の黙とうを ささげましょう

原爆死没者など、大戦において亡くなられた人々を追悼し、平和を祈念するため、黙とうをささげましょう。

〈広島・長崎に原爆が投下された日〉

- 日時 8月6日(木)午前8時15分から1分間
8月9日(日)午前11時2分から1分間

原爆被爆パネル展 高校生平和ポスター展

- 日時 8月6日(木)～14日(金)
- 場所 市役所1階エントランスホール

問い合わせ先

危機管理課 ☎23-3940
⑤23-3920

生活応援券の受け取り・ 使用期限は8月末まで



本市の住民基本台帳に登録がある人（令和8年1月1日時点）に、令和8年観音寺市生活応援券を交付しています。

- 使用期限 8月31日(月)まで

●注意

使用期限を過ぎると利用できませんので、期限内に市内取扱店舗で使用してください。

問い合わせ先

企画課 ☎23-3917
⑤23-3920



●注意

- ・「観音寺市スローサイクリングマップ」(Web版でも可)に掲載されているスポットやお店の投稿に限ります。
- ・応募方法など詳しくはQRコードからホームページを確認してください。

問い合わせ先

観音寺市スローサイクリング体験イベント事務局〈(一社)観音寺市観光協会内〉
☎24-2150 ⑤23-0404
⑤info@kanonji-kanko.jp

ふるさと学芸館イベント 「平和へと導く心の羅針盤」

未来を生きる人たちが安心して暮らしていけるよう、平和への願いを込めたメッセージを募集します。メッセージは、一部を市ホームページで紹介するほか、ふるさと学芸館に展示します。市内外を問わず、誰でも参加できます。皆さんからのメッセージをお待ちしています。

- 期間 8月1日(土)～30日(日)

●メッセージ送付方法

ふるさと学芸館で記入またはメールやFAXで送付

- 受付期間 8月15日(土)まで

問い合わせ先

ふるさと学芸館 ☎⑤24-8123
⑤furusatogakeikan@snow.ocn.ne.jp

8月は「同和問題啓発強調月間」です

同和問題は、社会の歴史的発展の過程で形づくられた身分に基づき、特定の地域の出身であることやそこに住んでいることを理由に、「差別をする人がいる」という社会問題です。この機会に、身近なことから人権について考えてみませんか。

●部落差別解消推進法

この法律は、今もなお、部落差別が存在し、許されないものであるという認識のもと、部落差別のない社会を実現することを目的としています。部落差別は差別をする人の問題として、私たち一人ひとりが自分の問題と考え、「差別をしない、させない」意識を持って行動しましょう。

●えせ同和行為に注意

同和問題を口実に、高額図書などの購入を要求する「えせ同和行為」が県内で発生しています。このような行為は、同和問題に対する誤った認識を植え付け、偏見や差別を助長する行為です。「えせ同和行為」に遭遇したときは、毅然とした態度で拒否し、人権課まで連絡してください。

人権啓発パネル展「差別に抗うまちにー『しない』から『なくする』へー」

- 日時 8月18日(火)～31日(月)
午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日を除く)
(初日は午前10時から、最終日は午後4時まで)
- 場所 市役所1階エントランスホール

問い合わせ先

人権課 ☎23-3928 ⑤23-3954



※前年度の様子

全国一斉 「こどもの人権相談」強化週間

高松法務局と人権擁護委員連合会では、「大丈夫いつでもきかせて 君の声」をキャッチコピーとして掲げ、より多くの子どもの声を拾い上げられるよう取り組んでいます。強化週間中は、相談の受付時間を延長しています。

- 期間 8月28日(金)～9月3日(木)
- 時間 午前8時30分～午後7時
(土・日曜日は午前10時～午後5時)

●相談窓口

- ・こどもの人権110番
☎0120-007-110
- ・LINEじんけん相談
アカウント名：「法務局LINEじんけん相談」
ID：「@linejinkensoudan」

問い合わせ先

人権課 ☎23-3928 ⑤23-3954



人権教育講演会 画面の向こうにいる「だれか」を大切に

- 日時 8月23日(日)午前10時～
- 場所 ハイスタッフホール 小ホール
- 料金 無料
- 講師 松村元樹さん
(公益財団法人 反差別・人権研究所みえ 常務理事兼事務局長)

▶ 松村元樹さんプロフィール

2004年、三重県人権問題研究所に勤務。
2005年から(公財)反差別・人権研究所みえに勤務し、現在に至る。
人権問題の調査や研究をはじめ、学校や行政機関などで人権問題に関する講演等を行っている。



写真：MasaruGoto/RemindersProject

問い合わせ先

人権課 ☎23-3928 ⑤23-3954